

ご利用いただく方のために

【 共 通 】

- 1 「〇〇年度」とは、同年4月1日から翌年3月31日までの集計（年度統計）を表している。
また、「〇〇年中」とは、同年1月1日から12月31日までの集計（暦年統計）を表している。
- 2 「人口」および「世帯数」は、住民基本台帳および外国人登録法に基づく人口移動状況（出生、死亡、転入、転出等）の合算をもとに県で推計した人口統計を使用している。同じ調査基準日（例 〇〇年4月1日現在）であっても、使用する人口統計の違いにより、他の統計書等と若干数値が異なる場合がある。
- 3 市町合併の関係により、旧町名で表示されている場合がある。

【 消防の現況編 】

- 4 「消防本部」「消防署」「消防団」とは、消防組織法に基づき市町が設置する消防機関で、常備消防としての消防本部・署所と、非常備消防としての消防団に大別される。また、常備の消防事務については、市町が単独で処理するよりも、相互に応援し、または共同組織等により処理する方がより効率的かつ合理的な場合が多いため、一部事務組合または事務委託という方法により広域消防の設置が進められている。
- 5 「消防吏員」とは、消防本部・署所に置かれる市町職員で、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者をいう。消防職員のうち消防吏員でない者をその他の職員というが、消防吏員とでは、消防活動への従事の有無、消防法に基づき付与される権限の有無など職務に関して違いがある。
- 6 「消防ポンプ自動車等」とは、使用可能な状態にあり、緊急自動車として認められている消防車両をいう。
- 7 「消防水利」は、火災鎮圧のためには消防車両とともに不可欠のものであり、その種類は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池、湖、沼、海等の自然水利があります。消防法第20条に基づく公設のものおよび同法第21条に基づき消防水利として指定しているもので、消防上使用可能なもののみを集計している。
- 8 「消防・救急業務用無線局」とは、消防本部、消防署、出張所および消防団に開設された無線局および消防自動車、救急自動車等に開設された無線局をいい、「防災無線通信施設」とは、それ以外で災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法等の諸法令に基づき、市町内において災害対策に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とするものをいう。
- 9 「幼年消防クラブ」とは、幼年期における防火思想の教育等を図ることを目的として9

歳以下の児童、園児等を対象に結成されたクラブをいう。

「少年消防クラブ」とは、防火思想の普及徹底を図ることを目的として10歳以上15歳以下を対象に結成されたクラブをいう。

「女性防火クラブ」とは、「防火クラブ」「消防隊」等その名称のいかんを問わず、火災予防思想の普及および初期消火のための活動を実施している女性の組織で、消防団以外のものをいう。

10 「危険物製造所等」とは、消防法に基づく危険物の製造所、貯蔵所または取扱所をいう。

11 「防火対象物」とは、消防法第2条に規定する防火対象物のうち、同法第17条の規定により消防用設備等の設置が必要なものを集計している。

【 火 災 編 】

12 「火災」とは、人の意図に反して発生しもしくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し、もしくは拡大した爆発現象をいい、種別を次のとおり区分する。

なお、火災の種別が2以上複合するときは、原則として、焼き損害額の大なるものの種別による。

- (1) 建物火災：建物またはその収容物が焼損した火災
- (2) 林野火災：森林、原野または牧野が焼損した火災
- (3) 車両火災：自動車車両、鉄道車両および被けん引車またはこれらの積載物が焼損した火災
- (4) 船舶火災：船舶またはその積載物が焼損した火災
- (5) 航空機火災：航空機またはその積載物が焼損した火災
- (6) その他火災：(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷など）

13 「損害額」とは、火災によって受けた直接的な損害を、り災時における時価により算出したものをいい、焼き損害額、消火活動による水損などの消火損害額および爆発現象の破壊作用による爆発損害額の合計であって、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

14 「焼損棟数」とは、焼損した建物の棟数をいい、焼損の程度を次のとおり区分する。

- (1) 全焼：建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のものまたはこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないもの
- (2) 半焼：建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないもの
- (3) 部分焼：建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもので「ぼや」に

該当しないもの

- (4) ぼや：建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、または収容物のみ焼損したもの
- 15 「り災世帯数」は、一般世帯または施設等の世帯については、国勢調査の例に準じて算出し、り災程度を次のとおり区分する。なお、共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災世帯数を計上しない。
- (1) 全損：建物（収容物を含む。以下半損、小損において同じ。）の火災損害額がり災前の建物の評価額の70%以上のもの
- (2) 半損：建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%以上で全損に該当しないもの
- (3) 小損：建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%未満のもの
- 16 「死者」または「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）または負傷した者をいう。なお、火災により負傷した後48時間以内に死亡したものは、火災による死者とする。

【 救急救助編 】

- 17 「救急出場件数」とは、消防法第2条に規定する救急業務として、消防機関の設置する救急隊が出場した件数で、傷病者搬送件数、傷病者不搬送件数、医師搬送・医療資器材等輸送件数を合計したものをいう。
- 18 「搬送人員」とは、救急隊が傷病者を医療機関等へ搬送した人員（医療機関等から他の医療機関等へ搬送（転院搬送）した人員を含む。）をいう。
- 19 「救急告示医療機関」とは、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、救急告示を受けている医療機関をいう。
- 20 「転送」とは、最初の搬送先医療機関で収容されなかったため、他の医療機関に搬送することをいう。したがって、転送回数0回とは、最初の医療機関で収容された場合をいい、同じく1回とは、2箇所目の医療機関で収容されたものをいう。
- 21 「救助出動件数」とは、火災、災害、事故等により要救助者の生命または身体に現実の危険が及んでいる事故で、要救助者の存在が確認されているほか、通報時および現場到着時要救助者の存在が予想される状況における事故にあたり、消防機関が要救助者の危険を排除するために、人力、機械力、器具等を用いて安全な場所に救出するために出動した件数をいう。

【 防災ヘリコプター編 】

- 22 「運航件数」と「運航時間」については、1件の活動で2以上の用務を実施した場合、

件数は主たる活動用務に計上し、時間は各用務に分類して計上している。したがって、件数データがなくても時間データが計上される場合がある。

また、防災ヘリコプター「淡海」は平成23年12月31日に退役し、平成24年1月1日からは更新機「琵琶」が運航している。

【 防 災 編 】

- 23 「自主防災組織」とは、災害が発生したときに被害を最小限に防止し、または軽減するため地域住民が必要な防災資機材等を利用して、初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているもの（活動の役割分担が地域住民の合意によって定められている必要があるが、規約等により明文化されている必要はない。）をいい、防災、防火等の名称を使用しているものであっても実働部隊でないものは除く。また、消防団、少年消防クラブ、幼年消防クラブおよび法令の規定による自衛防災組織等も除く（女性防火クラブのうち、火災予防の啓蒙活動だけでなく、災害時に消火活動、炊き出し等の実践活動を行うものは含む）。
- 24 「住家被害」とは、災害（災害対策基本法第2条に規定するもののうち火災を除いたもの。）により現実に居住のために使用している建物（社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）に被害があったものをいい、被害の程度を次のとおり区分する。
- (1) 「全壊」とは、住家はその住居のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したものまたは住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
- (2) 半壊：「半壊」とは、住家はその住居のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 一部損壊：全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (4) 床上浸水：住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土

砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

(5) 床下浸水：床上浸水には至らない程度に浸水したもの

25 「流出・埋没」とは、田畑の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものをいい、「冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

【 産業保安編 】

26 「高圧ガス」とは、常温下において圧力が1MPa（メガパスカル）以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1Mpa以上となるもの等「高圧ガス保安法」で定められているものをいう。

【 通 信 編 】

27 119番への通報手段を「NTT東西固定電話」、「IP電話等」および「携帯電話・PHS」に分類している。